確定申告の対象者(例)

- 個人事業主としての収入がある方(保険の外交員など)
- 家賃や地代などの不動産収入がある方
- 給与所得者で
 - ①給与収入が2千万円を超える方
 - ②給与所得、退職所得以外の所得金額の合計額が20 万円を超える方
 - ③給与を2カ所以上からもらっている方
 - ④会社を退職したことにより、年末調整を行っていな い方
 - ⑤年末調整に含まれていない各種控除を追加する方
- ・公的年金等の収入金額が400万円を超える方、または 400万円以下であっても、他の所得金額の合計額が 20万円を超える方
- 住宅借入金等特別控除を受ける方(新築1年目など)
- 医療費控除を受ける方(領収書の添付または提示によ る医療費控除の申告はできません。「医療費控除の明 細書」の作成が必要です)

便利で簡単!国税庁ホームページから

確定申告書を作成 および 提出 できます



e-Taxを利用するとこんなにいいこと!

- ○添付書類の提出省略
- ○還付がスピーディー
- O24時間受付可能

詳しくは、国税庁ホームページをご覧 ください。

国税庁 申告





市役所・本納公民館で受付できないもの

- 青色申告 住宅借入金等特別控除 災害などによる雑損控除
- 公共事業以外の土地・建物の譲渡 • 株式などの譲渡 • 贈与税・相続税の申告
- 消費税の申告 過年分(令和5年分以前)の確定申告 その他複雑な申告相談

市民税・県民税申告の対象者(例)

今年の1月1日現在市内に居住し、次に該当する方

- 給与所得者で会社から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方
- 事業所得者などで所得税および復興特別所得税がかからない方
- 給与等の支払いを受けていて、他の所得金額の合計額が20万円以下の方
- 扶養になっている方で、パートや内職などの収入がある方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得金額の合計額が20万円以下の方、または扶養な どの各種控除の申告が必要な方
- ※収入のない方でも、国民健康保険税や後期高齢者医療制度の保険料の軽減措置、税関係証明書の発 行、各種福祉関係の所得判定などの基礎資料となるため、必ず申告してください。



※完全予約制 土日・ 2 月 12 9 時 休 15 時 H 茂原青色申告会館 を 除 月 14 Ħ

有または 3 月 17 \Box 金融機 一替以外の 日囲までに 関 納 付期限 提 茂 原

をお勧め の納税は、 口座振替日 します 便利な口座振替 月 23 \mathbb{H}

所得税および復興特別所得

お知らせ

市では、広報紙の送付を希望する方に無料で郵送しています。 申込み 秘書広報課(3階) ☎(20)1512 №(20)1601